



株式会社プレミアムウォーターホールディングスへの証書貸付に係る新生グリーンローン評価

株式会社 SBI 新生銀行 サステナブルインパクト推進部 評価室

評価種別 グリーンファイナンス

発行日 2025年5月30日

■ 評価対象案件概要

案件名	株式会社プレミアムウォーターホールディングスによるホットパリソン法に係るペットボトル製造設備の取得代金を対象とした証書貸付
借入人	株式会社プレミアムウォーターホールディングス
分類	証書貸付
金額	11億円
実行予定日	2025年5月30日
最終期日	2030年5月31日
資金使途	岐阜北方工場でのホットパリソン法を用いたペットボトル製造に係る設備の取得代金

■ 本評価の目的

本評価は、評価対象案件について「SBI 新生銀行グループグリーンファイナンス・フレームワーク」¹（以下、「本フレームワーク」）に定める各項目の内容を確認し、対象案件が本フレームワークに適合しているかを評価することを目的とする。評価においては、国内外で幅広く指針となっているローン・マーケット・アソシエーション（Loan Market Association）「グリーンローン原則」²等が定める4つの要素への適合性を意識した評価を行う。

株式会社 SBI 新生銀行（以下、「SBI 新生銀行」）では本フレームワークを策定し、本フレームワークがグリーンローン原則と適合していること、及び SBI 新生銀行が適切な実施体制を整備していることについて、株式会社日本格付研究所より第三者意見を取得している。

■ 評価結果概要

SBI 新生銀行サステナブルインパクト推進部評価室（以下、「評価室」）は、評価対象案件について、明確な環境改善効果が認められることを含め、本フレームワーク上で定められた要件を満たしており、本フレームワークに適合していると評価した。また、「グリーンローン原則」（2025年3月版）等が定める4つの要素への適合性も認められると評価した。項目別の評価概要は次葉の通り。

¹ 本フレームワークの概要は下記ウェブページに開示している。

https://www.sbishinseibank.co.jp/institutional/sustainable_finance/pdf/GreenFinanceFramework.pdf

² LSTA, GREEN LOAN PRINCIPLES, <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>（アクセス日：2025年5月8日）



要素*	評価結果	評価概要
I：調達資金の用途 (本フレームワーク 1.及び 2.)	適合	本評価の対象は、株式会社プレミアムウォーターホールディングス（以下、「借入人」）が岐阜北方工場でのホットパリソン法を用いたペットボトル製造に係る設備の取得代金を資金用途とした新規ファイナンスである。対象となる資金用途は、明確な環境改善効果が認められるグリーン適格プロジェクトとなる。潜在的に有する重大な環境・社会的リスクが適切に回避・緩和され、本来のプロジェクトのポジティブなインパクトと比べ過大でないことを確認した。
II：プロジェクトの選定プロセス (本フレームワーク 3.)	適合	借入人は「水を守る。人を育む。」をステークホルダーと交わす約束として掲げ、特定されたマテリアリティに関する目標として「CO ₂ 削減によるカーボンニュートラルへの貢献」を定めるとともに、かかる目標達成の施策として「省エネルギーの推進」をあげている。対象となる資金用途は、借入人のかかる組織戦略や目標と整合的であることを評価した。
III：資金管理 (本フレームワーク 4.1)	適合	対象となるファイナンスは調達された資金は全額グリーンプロジェクトとなる対象設備に充当される予定であり、対象設備の費用に係る証憑を確認済みである。既に取得済みの設備を対象としているため未充当資金は原則として想定されないものの、貸付人が資金の充当及び未充当状況を確認できる体制が構築されている。これらにより、確実にグリーンプロジェクトに充当される体制であると評価した。
IV：レポーティング (本フレームワーク 4.2 及び 4.3)	適合	本フレームワークにおいて、資金実行後モニタリングの観点から求められているレポーティングについて、いずれの項目も適切な報告体制が整っており、貸付人に対する透明性が確保されていると評価した。

*評価レポートではグリーンローン原則の要素別の構成をとりつつ、本フレームワークで定める項目をカバーすることとしている。

(この頁、以下余白)



■ 要素別の評価（Part I～IV）

Part I：調達資金の使途

本フレームワークのもとでファイナンスの対象となるプロジェクトは、①明確な環境改善効果が認められる事業に資金使途が限定された適格プロジェクトであること、及び②対象プロジェクトの潜在的に有する重大な環境・社会的リスク（ネガティブなインパクト）があるときは、適切な緩和策が講じられており、本来のプロジェクトのポジティブなインパクト（本来の環境改善効果）と比べ過大でないことを要件とする。ここではこれらの要件を充足しているかを評価する。

1. 資金使途の概要

評価対象は、借入人グループが運営する岐阜北方工場（以下、「本工場」）でのホットパリソン法を用いたペットボトル製造に係る設備（以下、「対象設備」）の取得資金を対象とした新規ファイナンス（以下、「本ローン」）である。なお、対象設備は2024年度に借入人の手元資金によって取得済みとなる。

本工場は、岐阜県本巣郡北方町に位置し、2024年4月に竣工された。近隣の豊富な天然水を活用し、採水から、ペットボトルの製造、ペットボトルへの充填、検査、梱包、出荷まで一気通貫で行っており、月間240万本以上の天然水ボトルの供給を可能としている。

資金使途となる対象設備は、本工場にて省エネルギーを通じた環境負荷の低減を企図してペットボトル製造法を後述のホットパリソン法に切り替えるに際して、借入人において初めて導入された設備となる。

岐阜北方工場及び対象設備³



<ペットボトル製造法について>

ペットボトルの製造は、主にPET樹脂を射出成形⁴しプリフォーム⁵を成形する工程(以下、「工程①」)、

³ 借入人、【イベントレポート】ウォーターサーバーシェア No.1※1 プレミアムウォーター 宅配水業界最大級の天然水工場「岐阜北方工場 竣工式」を4月17日(水)に開催！～天然水ボトルの月間生産能力”240万本”以上を誇る、物流の重要拠点～、<https://premium-water.net/information/2024/04/17/6466/>（同：2025年5月8日）

⁴ 高温でPET樹脂を溶かし、金型に流し込み成形する方法

⁵ ペットボトルを膨らませる前の形状



プリフォームをブロー成形⁶しペットボトルを成形する工程（以下、「工程②」）の2つからなる。かかる製造方法として、コールドパリソン法、ホットパリソン法の2種類があり、概要及び主な特徴は下表のとおりである。

	コールドパリソン法	ホットパリソン法
概要	工程①後冷却したうえで、プリフォームを別工場等に運搬。再加熱後に工程②を実施。	工程①で生じた余熱を活用したうえで、両工程を一体で実施。
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複雑形状や軽量のペットボトルを成形しやすい ・ 工程が2つに分かれるため、設備費用及び運用コストが増え、また設備のためのスペースがより多く必要になる ・ プリフォームの管理、保管、運搬が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程①の余熱を活用することでエネルギー使用量が少なくなる ・ 特性の異なる両工程を一体で行うため、ペットボトルの生産速度が疎らになることからコールドパリソン法と比較して処理速度が遅くなったり、ペットボトルへの充填ラインとの接続時に稼働率及び歩留まり率が低下しやすい

本工場では、対象設備となる新型のホットパリソン成形機、補機及びボトルストレージ設備の導入により、ホットパリソン法のデメリットとなる処理速度はコールドパリソン法と同等、稼働率・歩留まり率の低さについてはコールドパリソン法以上に改善されているとのことである。また、借入人によると、かかるデメリットが克服されることは、一般的なホットパリソン法の導入と比較してプラスチック使用量及び廃棄量の削減にも繋がっているとのことであった。

2. プロジェクトのグリーン性評価

評価室は、本フレームワークにおいて、新生グリーンファイナンスの対象となる適格プロジェクトとして、明確な環境改善効果が認められることを前提とし、かつ/又は資金用途が本フレームワークで定められた適格プロジェクトの分類のいずれかに該当すること、かつ適格プロジェクトの事業例にかかる付属書で策定されている場合、そこで定める適格クライテリアを満たすことを定めている。

【対象設備における状況】

- ・ 本フレームワークにおける適格プロジェクトの分類・事業例の有無： あり、なし
- ・ 当該適格クライテリアの分類・事業例における付属書の有無： あり、なし

a. プロジェクトがもたらす環境改善効果とその評価方法

Part I 1.に記載の通り、対象設備を活用したホットパリソン法でのペットボトル成形では、対象設備導入前の製造法であるコールドパリソン法と比較して、同等の処理速度及びそれ以上の稼働率のもと、工程②でのプリフォームの再加熱が不要となることから、エネルギー使用量の削減が環境改善効果として

⁶ 空気を吹き込み膨らませることで成形する方法

見込まれる。

環境改善効果の評価に際して採用した指標及びその妥当性については下表のとおりである。

	環境改善効果に係る指標	評価手法等の妥当性
省エネルギー設備 一般における環境 改善効果	エネルギー使用量の削減量 (kWh) 及び削減率 (%)	環境省ガイドライン ⁷ において、環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例として「事業を実施しなかった場合に想定されるエネルギー使用量 (MJ 等) と、事業実施後のエネルギー使用量 (MJ 等) を比較して算出」が示されている。
対象設備における 環境改善効果	コールドバリソン法を使用した 既存設備 [*] と比較したペットボ トル 1 本製造あたりのエネルギ ー使用量の削減量 (kWh) 及び削 減率 (%)	事業を実施しなかった場合に想定される値として既存設備の値を用いている。また各工場によってペットボトルの生産量が異なること等を踏まえ、ペットボトル 1 本製造あたりの値を採用しており、評価手法として妥当なものといえる。

*借入人グループ所有の西桂工場(工程①)および富士吉田工場 (工程②) におけるコールドバリソン法を用いたペットボトル製造に係る設備

上記指標を用いて借入人が算出及び試算した対象設備の環境改善効果の内容は下表のとおりである。なお、評価室は、借入人によるかかる環境改善効果の測定及び試算に関して、第三者技術コンサルタントに委託し、算出方法及び測定結果は妥当であるとの評価を受けている。

(ペットボトル 1 本製造あたり)	測定値 ^{*1}	算出式
既存設備のエネルギー使用量 (X) ^{*2}	0.191 kWh	既存設備のエネルギー使用量 ÷ 生産本数
対象設備のエネルギー使用量 (Y) ^{*3}	0.140 kWh	対象設備のエネルギー使用量 ÷ 生産本数
エネルギー使用量の削減量	0.051 kWh	X-Y
エネルギー使用量の削減率	26.8%	100% - Y/X

(参考：1 か月あたり)	試算値 ^{*4}	算出式
エネルギー使用量の削減量	123,054kWh	(X-Y) × 240 万 ペットボトルを月間 240 万本生産した場合

^{*1} エネルギー使用量の削減率は小数点第 2 位、それ以外の値は小数点第 4 位を四捨五入した値を記載している

^{*2} 2025 年 4 月 7 日の西桂工場および富士吉田工場における測定値

^{*3} 2025 年 4 月 8 日の本工場における測定値

^{*4} 小数点以下を四捨五入した値を記載している

⁷ 環境省, グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン・ガイドライン (2024 年版), <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf> (同: 2025 年 5 月 8 日)



以上の通り、一定の環境下かつ一時点での測定であるものの、対象設備の導入により既存設備と比較して 26.8%のエネルギー使用量の削減が確認されることから、明確な環境改善効果が生まれているものと評価した。また、かかる値は、借入人による説明における対象設備におけるエネルギー使用量削減率の理論値⁸である 26.6%とも大きな乖離はない。

Part IVに記載の通り、本ローンにおけるインパクト・レポーティング指標は、上表の算出式及び既存設備における X の値を基準として算出されるペットボトル1本製造あたりの、「報告期間中に計測される対象設備のエネルギー使用量」、「エネルギー使用量の削減量」、「エネルギー使用量の削減率」、となる。これらの指標は、本件が実現しようとする環境改善効果との関連性が高く、期待された環境的な効果を持続的に生み出しているかを評価するために用いる指標として妥当であると評価した。貸付人においては、ローン期間に亘り想定された環境改善効果が創出されているか確認することが期待される。

b. 適格プロジェクトの該当性等

ここでは、対象となるプロジェクトが本フレームワーク定める適格プロジェクト等に該当するか評価を行う。なお、本フレームワークにおける適格性の判断に際して、原則への適合性や、環境省ガイドラインとの整合性を取ることにする。

対象設備に関する本フレームワークの適格プロジェクトの分類・事業例等は下表のとおりである。

本フレームワーク	
適格プロジェクトの分類	・ エネルギー効率化（省エネ設備）
適格プロジェクトの事業例	・ 事務所、工場、住宅、データセンター等に省エネルギー性能の高い機器及び設備を導入する事業
グリーンローン原則	
事業区分	・ エネルギー効率
環境省ガイドライン	
大分類	大分類2 省エネルギーに関する事業（省エネルギー性能の高い建築物の新築、建築物の省エネルギー改修、エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド、機器を含む。）
小分類	2-2 事務所、工場、住宅、データセンター等に省エネ性能の高い機器や設備を導入する事業

対象設備における適格プロジェクトの事業例への該当性に関して、資源エネルギー庁は事業者や家庭への省エネ設備への導入等に対する支援として「省エネ支援パッケージ」（令和6年度補正予算 省エネ

⁸ 借入人の説明によると、ホットパリソン法における工程②での余熱活用を考慮し算出しているとのことである




ルギー投資促進支援事業補助金⁹を行っており、対象設備であるホットパリソン成形機(PF36/9-12000)は当該支援のうち(Ⅲ)設備単位型¹⁰の対象となる「省エネ効果の高い」指定設備として登録されている。また、既述の通り対象設備のエネルギー使用量の削減率は26.8%と(Ⅲ)設備単位型の要件である基準値10%を上回っていることから、対象設備は適格プロジェクトの事業例に記載のある「事務所、工場、住宅、データセンター等に省エネルギー性能の高い機器及び設備を導入する事業等」に該当するものと評価した。

◆ 課題に対する国の方針との整合性

気候変動という課題に対して、2023年3月に公表された「SDGsアクションプラン2023¹¹」において「省・再生可能エネルギー」が重点事項の一つとして明記されており、また2025年2月に閣議設定された「地球温暖化対策計画¹²」においては省エネの施策が掲げられている。脱炭素社会の実現と経済成長の両立を目指すべく2025年2月に策定された「GX2040ビジョン¹³」では「徹底した省エネルギー」の重要性は不変であるとされ、また同月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画¹⁴」では省エネの支援を充実させると明記されている。以上のことから、対象設備の導入はこうした国の方針等に整合的であることを確認した。

◆ 持続可能な開発目標(SDGs)への貢献

評価室は、本件が、SDGsの17の目標とそれらに紐づく169のターゲットのうち、主に次以下の目標について直接的な貢献が期待されると評価した。なお、SDGsの目標は相互に関連しあっていることから、ここに挙げた目標・ターゲット以外にも間接的な貢献が見込まれる。

ゴール	ターゲット
7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
9. 産業と技術革新の基盤 をつくろう	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、

⁹ 資源エネルギー庁、令和6年度補正予算案における省エネ支援パッケージ、

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/chiiki_partnership/news/2025/r6hoseikobo.html

(同：2025年5月8日)

¹⁰ 省エネ効果の高い特定の設備(指定設備)への更新が補助対象となる。

¹¹ SDGs推進本部、SDGsアクションプラン2023、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai13/sdgs_actionplan2023.pdf


(同：2025年5月8日)

¹² 環境省、地球温暖化対策計画、<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html> (同：2025年5月9日)

¹³ 内閣官房GX実行推進室、<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218004/20250218004-3.pdf> (同：2025年5月8日)

¹⁴ 経済産業省、エネルギー基本計画、<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218001/20250218001-1.pdf> (同：2025年5月8日)



9 産業と技術革新の 基盤をつくらう 	持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
---	-----------------------------------

【a.及び b.の結論】

対象設備には明確な環境改善効果が見込まれ、評価方法も妥当であり、本フレームワークの適格プロジェクトに該当すると評価した。また、課題に対する国の方針等とも整合していることを確認した。

c. プロジェクトに係る環境・社会的リスク及びそのリスク緩和策・マネジメントプロセス

本フレームワークでは、対象プロジェクトが環境や社会に対して重大な負の影響をもたらすことがないかを評価し、負の影響にかかる潜在的なリスクがある場合には、適切な緩和措置が講じられているか、また本来のプロジェクトのポジティブなインパクト（本来の環境改善効果）と比べ過大でないことについて個別に評価することを定めている。ここでは本件に付随する環境・社会的リスク（ネガティブインパクト）及びそのリスク緩和策・マネジメントプロセスについて確認を行った。

【対象設備における状況】

- ・ 赤道原則適用対象該否： 該当、非該当（赤道原則に準じたレビュー、借入人等のリスクマネジメント体制等のレビュー）
- ・ 「責任ある投融資に向けた取組方針」に定める留意取引への該否： 該当、非該当

i. 本件に付随する環境・社会的リスク

評価室は、公表情報等を参照の上、一般的に想定されるネガティブインパクトを以下のとおり整理した。なお、本工場では自然資源となる地下水の利用していることから、対象設備に加え採水も含めた本工場に係るネガティブインパクトを列挙し、レビュー対象に含めることとした。

- ・ 電気や熱使用等に伴う CO₂の排出
- ・ 本工場従業員の労働安全衛生への懸念
- ・ PET 樹脂の利用及び廃棄
- ・ 騒音や振動の発生
- ・ 採水による地下水の枯渇や地盤沈下の発生
- ・ 採水に伴う周辺水質や生態系への悪影響
- ・ 上記に伴う周辺住民への悪影響

以下のとおり借入人の環境・社会的リスクマネジメント体制や取り組みについて確認を実施した。また、評価室にて公開情報等を参照し、借入人に関して、環境・社会面での目立った懸念点が現状生じていないことを確認している。



ii. ネガティブな影響にかかるリスク緩和策・マネジメントプロセス

借入人の公開情報や Q&A を通じて確認した環境・社会的リスクマネジメント体制等の概要は以下の通りである。なお、評価室は、借入人の環境・社会リスクマネジメント体制やサステナビリティ戦略について複数回対話を実施した。

<借入人の環境・社会リスクマネジメント体制>

借入人のサステナビリティ推進体制としては、経営管理本部を管掌する執行役員を委員長としたサステナビリティ委員会が設置されており、同委員会にサステナビリティに関する議論を集約し体系的に取り組む役割を担っている。また、同委員会においてサステナビリティに関する方針の策定をはじめ、取り組み状況のモニタリングや進捗の管理、評価等を行い、その結果を取締役会へ報告及び提言する体制を整えている。環境に関しては、後述の通り特定されたマテリアリティに関する目標として「1.環境を守り育むことで自然を豊かに」を掲げており、水資源の保全や省エネ、プラスチック使用量の削減、といった環境負荷低減に関する取り組みを行っている。本工場における具体的な取り組みとしては、採水することで地下水の枯渇等が生じない十分な水量があること、周辺の井戸への影響がないことについて建設前に調査・確認を行っており、稼働後においては揚水量のモニタリングによる水源管理を実施している。加えて、既述の通り対象設備の導入による省エネやプラスチック使用量及び廃棄量の削減等を実施している。なお、本工場を含む借入人グループが保有する工場では体系的なマネジメント体制を構築中であり、環境マネジメントシステムに関する認証である ISO14001 を取得予定である。

社会面に関して、地域への配慮として、本工場の建設前に地域住民向けの住民説明会を実施し、また本工場の位置する北方町と災害時の飲料提供協定を締結している。人権に関しては、人権方針についても同委員会を中心に当該方針の見直しや人権尊重の取り組みを行っており、また本工場を含む借入人グループが保有する工場では、労働安全衛生に関する認証である ISO45001 も取得予定である。

以上から、対象設備を含む本工場に係る環境・社会リスクは概ね適切に回避・緩和されていると評価した。

【c の結論】

借入人へのヒアリングや公開情報を確認した結果等を踏まえれば、対象設備を含む本工場に係る潜在的なネガティブインパクトは限定的であり、ネガティブインパクトの影響や程度に見合ったリスクマネジメントが実施されていると評価した。

■ Part I の結論

評価室は、①対象設備において明確な環境改善効果（ポジティブな環境的インパクト）が認められる事業に資金使途が限定されていること、及び②対象設備を含む本工場の潜在的に有する重大な環境・社会的リスク（ネガティブなインパクト）が適切に回避・緩和されており本来のプロジェクトのポジティブなインパクトと比べ過大でないことを確認した。

Part II：プロジェクトの選定プロセス

本フレームワークでは、借入人及びプロジェクトのスポンサーに対し、全社的なサステナビリティ目標及び戦略や、環境・社会的リスクマネジメントにかかる社内体制等について説明を求めている。評価室は、借入人及びスポンサーとの対話を通じて評価対象案件と当該目標及び戦略との整合性を確認する。

1. サステナビリティ戦略・社会課題への取り組み

借入人は2016年に設立され、天然水の製造及び宅配形式による販売、浄水型ウォーターサーバーのレンタル等を行うホーム・オフィス・デリバリー事業を展開している。また業界No.1となる約173万件の顧客数（2025年5月時点）及び国内8つの水源を持ち、月間約500万本（約250万顧客相当）の生産能力を有している（2025年5月時点）¹⁵。借入人は以下の理念体系を構築している。

借入人がステークホルダーと交わす約束	水を守る。人を育む。
Vision 借入人の目指す未来	自社の活動を通じて人々の生活を豊かにそして世界で一番愛される会社へ
Mission 借入人に与えられた使命	「日本の天然水」と言う唯一無二の価値を日本人にそして世界に伝える事で社会的意義を果たし、地方創生を実現する。

借入人は持続可能な未来をめざして以下4つのテーマをマテリアリティとして特定し、「1.環境を守り育むことで自然を豊かに」における目標の1つとして「CO₂削減によるカーボンニュートラルへの貢献」を掲げている。

借入人のマテリアリティ ¹⁶



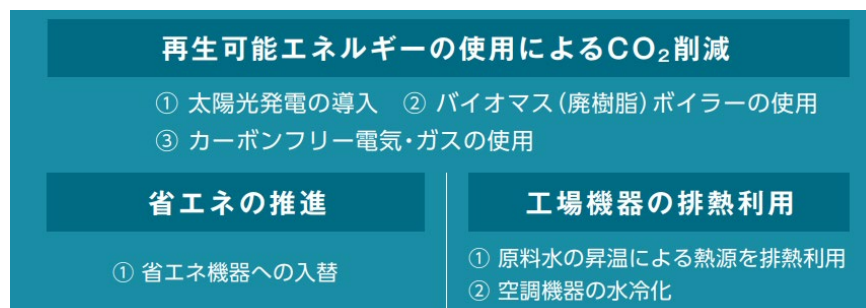
¹⁵ 借入人, 2025年3月期決算説明補足資料, https://premiumwater-hd.co.jp/ir/upload_file/m005-m005_02/web_20253Q.pdf (同: 2025年5月8日)

¹⁶ 借入人, サステナビリティレポート 2024, <https://premiumwater-hd.co.jp/sdgs/img/report/ssr2024.pdf> (同: 2025年5月8日)



CO₂削減によるカーボンニュートラルへの貢献において、借入人は「カーボンニュートラル工場¹⁷を軸とした省エネルギー活動の推進」を施策の1つとして掲げ、具体的な取り組みとして「省エネ機器への入替」を示している。

借入人のカーボンニュートラル工場における取り組み¹⁸



ウォーターサーバーにおいてプラスチックを使用することから、上記に加え「プラスチック資源循環型モデルの実現」もマテリアリティにおける目標の一つとしている。当該目標に向け「Reduce」「Recycle」に重点を置いた取り組みを推進することとしており、①設計・製造、②消費・分別、③回収・リサイクルの各段階において、例えば①設計・製造においては2030年までのプラスチック使用量削減率といった目標を設定の上ペットボトルの軽量化を進める等、プラスチック資源の循環に向けた取り組みを行っている。

借入人の環境・社会マネジメント体制については、Part I 2.c.ii.記載の通り。

2. 本工場における投資決定プロセス

借入人によると、対象設備を含む本工場への投資決定は取締役会の承認を経て行われており、取締役会への付議時にはエネルギー使用量の削減をはじめとした環境負荷の低減についても説明がなされていたとのことである。

Part II の結論

借入人は「水を守る。人を育む。」をステークホルダーと交わす約束として掲げ、特定されたマテリアリティに関する目標として「CO₂削減によるカーボンニュートラルへの貢献」を定めるとともに、かかる目標達成の施策として省エネルギーの推進をあげている。本ローンの資金使途は、借入人のかかる組織戦略や目標と整合的であると評価した。

¹⁷ CO₂排出量が実質的にゼロとなる工場のことを指し、借入人はこれの実現を目指している

¹⁸ 脚注16に同じ



Part III：資金管理

本フレームワークでは、貸付資金がグリーンウォッシュローン等になることを防ぐため、すべてのファイナンスが実行されるまでの間、実行金が確実に対象プロジェクトに充当されることを確認できる体制を確保するために必要な手当てがなされているかを確認することとしている。

評価室は、本ローンに係るローン契約書等を確認し、以下の通り本ローンが確実にグリーンプロジェクトに充当される体制になっていると評価した。

項目	評価結果	判断根拠
資金の追跡管理及び充当に係る手当て	適合	貸付人が実行金の入出金に係る口座明細を確認できる 貸付人がプロジェクトコストに係る証憑を確認できる 貸付契約書において資金用途を特定する規定がある
プロジェクトへの資金充当状況	適合	本ローンはその全額が本プロジェクトに充当される 本ローン及び本プロジェクトを資金用途としたグリーンファイナンスの合計額は、本プロジェクトコストを上回らない
未充当資金の扱い	適合	未充当資金の発生は想定されない
資金管理方法と第三者による検証	適合	資金管理について社内の責任者・責任部署を設けている 借入人は入出金に係る証憑を適切に保管している 資金管理について外部監査を受けている 資金管理について内部監査を受けている

Part IIIの結論

本ローンで調達された資金は全額グリーンプロジェクトとなる対象設備に充当される予定であり、対象設備の費用に係る証憑を確認済みである。既に取得済みの設備を対象としているため未充当資金は原則として想定されないものの、貸付人が資金の充当及び未充当状況を確認できる体制が構築されている。これらにより、本ローンが確実にグリーンプロジェクトに充当される体制であると評価した。

(この頁、以下余白)



Part IV：レポートニング

本フレームワークでは、借入人が対象プロジェクトで実現しようとする環境的な目標についての説明を求める。また、プロジェクトが持続的に期待された環境的な効果を生み出しているかを評価するために、パフォーマンス指標の使用を求め、可能な限り定量的な指標が用いられること、並びにパフォーマンス指標をその算定方法及び前提条件とともに開示することを求める。加えて、プロジェクトに付随するネガティブな影響に関して、貸付契約等においてプロジェクトにおける重大なトラブル及び事故等についての情報開示義務等の規定を求めている。

評価室は本ローンに係るローン契約書等を確認し、以下のとおり環境改善効果に係るインパクト・レポートニングを含む適切なレポートニング体制が確保されていると評価した。

レポートニング項目	評価結果	レポートニング内容ほか
資金の充当状況	適合	<ul style="list-style-type: none"> 本ローン期間中、資金充当状況が記載された書類が事業年度毎に貸付人に提出される。
環境改善効果にかかるインパクト・レポートニング	適合	<ul style="list-style-type: none"> 本ローン期間中、以下の内容が貸付人に年一回報告されることがローン契約書等で規定されている。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象設備に係るペットボトル1本製造あたりのエネルギー使用量 ▶ 対象設備の導入に伴うペットボトル1本製造あたりのエネルギー削減量 ▶ 対象設備の導入に伴うペットボトル1本製造あたりのエネルギー削減率 <p>※上記指標にかかる算出方法等は Part I 2.a.を参照のこと</p>
プロジェクトにかかるネガティブな影響のレポートニング	適合	<ul style="list-style-type: none"> 対象設備における環境法等の違反を含む対象設備のグリーン性に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合、貸付人宛てに通知されることを確認した。

■ Part IVの結論

本フレームワークで資金実行後モニタリングの観点から求められているレポートニングについて、いずれの項目も適切な報告体制が整っており、貸付人に対する透明性が確保されていると評価した。

■ 最終評価結果

評価室は、「グリーンローン原則」等が定める4つの要素への適合性や環境省ガイドラインが求める内容との整合性という視点も踏まえて、評価対象案件の本フレームワークに定める各項目の内容を確認した。

その結果、明確な環境改善効果が認められることをはじめとして、本フレームワークに定める各項目に適合していることを確認した。また、「グリーンローン原則」等への適合性も認められると評価した。

以上



【ご留意事項】

- (1) 新生グリーンファイナンス評価は、評価対象案件について弊行が策定した SBI 新生銀行グループグリーンファイナンス・フレームワーク（以下、「本フレームワーク」という。）に定める各項目の内容を確認し、対象案件が本フレームワークに適合しているかを評価することを目的としています。弊行自らが資金提供者となる対象案件について、弊行内の独立した部署が評価するものであり、資金提供者から独立した第三者専門家による評価ではありません。弊行は、本フレームワークがグリーンローン原則等と適合しており、本フレームワークを参照して実行されるファイナンスも同様に関連原則類に適合していること、また弊行がサステナビリティファイナンス等の実施に際して適切な実施体制を整備していることについて、株式会社日本格付研究所より第三者意見を取得しています。
- (2) 本資料及び本資料に係る追加資料等により弊行が参加金融機関に対して対象案件への参加・売却・保有等を斡旋、推奨、勧誘又は助言するものではありません。参加金融機関は、自らの情報に基づき、自らの責任において分析・検討し、対象案件への参加・売却・保有等の判断を行ってください。
- (3) 本資料は、株式会社プレミアムウォーターホールディングス（以下「借入人」という。）から提供された情報及び一般に入手可能な公開情報他、弊行が信頼できると判断した情報をもとに作成されておりますが、弊行はその内容・記述について、明示・黙示を問わず、真実性、正確性、適時性、完全性、特定目的への適合性及び網羅性を保証するものではなく、本資料はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。本資料は、対象案件を実施することによる成果等を証明するものではなく、弊行が成果等について責任を負うものではありません。本資料は、発行日時点の弊行の総合的な意見の表明であって、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、対象案件にかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について何ら意見を表明するものではありません。また、弊行は状況の変化等に応じて、弊行の判断で本フレームワーク及びグリーンローン原則への適合性に関する評価を変更・保留したり、取り下げたりすることがあります。弊行は、本資料の誤り・不適切性・不十分性や変更・保留、取り下げ等に関連して発生するいかなる損害や損失についても一切の責任を負いません。
- (4) 本資料は発行日時点の内容・記述であり、その後の状況の変化等に対応するものではありません。弊行は、対象案件以外の取引において借入人等に関する情報を保有又は今後取得する可能性があります。これらの情報を開示する義務を負うものではありません。



- (5) 本資料の著作権は株式会社 SBI 新生銀行に帰属します。弊行による事前承諾を受けた場合を除き、本資料に記載された情報の一部あるいは全部について、複製、翻案、改変、転載又は配布などの使用を禁じます。

【指定紛争解決機関】

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室